平成２９年（フ）第３４８号
函館市深堀町32番１―103号
債務者　福田美智子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３５５号
函館市富岡町１丁目29番14号　コーポフジイ２　103号
債務者　筆吉　祐昭
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３５７号
函館市臼尻町569番地
債務者　小川　　正
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第９３号
北海道北見市北２条東２丁目６番地１　サンライズ北二条団地96号
債務者　菊地　大輔
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
北海道北見市北２条東２丁目６番地１　サンライズ北二条団地96号
債務者　菊地　　澪
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第２１３５号
札幌市豊平区中の島１条14丁目２番13号
債務者　宝達　浩嗣
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１８２号
札幌市南区川沿８条３丁目６番22号
債務者　土井　　綾（旧姓石川・藤田）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１９７号
札幌市東区北14条東15丁目４番３―205号
債務者　廣瀬　千佳
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２１２号
札幌市東区北23条東12丁目３番25―302号
債務者　佐々木康嘉
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２２６号
北海道江別市大麻園町34番地　大麻園町団地19号棟404号室
債務者　森　　利彦
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２８０号
札幌市中央区南６条西24丁目２番13号　Ｖｉｌｌａ南円山303号
債務者　川村　和弘
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３０４号
札幌市北区新琴似11条13丁目５番５号
債務者　坂井　洋子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５３号
北海道川上郡弟子屈町字美留和361番地27
債務者　羽根　利之
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２６４号
群馬県伊勢崎市八斗島町1623番地17　インテリアハイツ・エイト105
債務者　須永　知子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２７１号
群馬県前橋市西片貝町３丁目283番地
債務者　舟山　　洋
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３０５号
群馬県前橋市朝倉町833番地１　藤和の華315号
債務者　清水　和子（旧姓青塚）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２７号
群馬県高崎市棟高町407番地１　植木アパート
債務者　吉田　静生
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部